

朝霞市規程第3号

朝霞市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する規程

朝霞市福祉事務所事務専決規程（平成3年朝霞市規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「課長」の次に「又は室長」を加える。

第2条の表中「こども未来課長」を「こども家庭センター室長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。